

し。進退成立候者、相應に馬をも可持心得あるべき事。  
一、第六

組中勝手行詰候者言上之事、必しも勝手不成ものを人々言上すべきにはあらず候。随分頭々相談を以、取續候様令介抱、其上無是非時は可及言上事。

一、末三ヶ條、異なる仰茂無之候。

一、頭たるものは、相司之和する所專要之儀に候。聊我意を立る所有ては難和事候。此御再尺數篇番頭中の茂念頭に爲申聞、和たる上に茂尙更可相愼もの御意に候。

#### 四 兩組頭に重而被仰渡之覺書

同廿六日之夜於御次、右組頭中迄先達而被仰出候御條目之趣、横山志摩を以御尋等有之。其以後右頭中重而御前に被召出、御直に被仰渡候覺書左之通。

一、初ヶ條之趣御讀被遊此段は御紙面之通、別に可相心得品無之被思召由之事。

一、第二ヶ條組中心得作法以下具に可存儀。此内惡敷心得候へ者思召に違候。大概は組中之作法、組頭可存儀專要に

候得共、具に可存と心懸、或者自分に家來抔横目に付置、組中之儀むざと惡敷儀承出申を頭之心懸と存候は、却而心底ひづみ惡敷可罷成候。其上自分之家來横目に致し置候と存、其者の何ぞつくろひを致し候へ者、結句善惡にまどひ可申儀に候へば、無詮事に候條、具にと申所に心を付不申、大概組中平生之心得迄可存儀、尤被思召候由之事。

一、第三ヶ條、常々組之面々近付、作法躰見届可置事。面々近付之儀者、或は用事抔罷越候節、或久々對面不仕面々などをば、五三人充も呼寄、諸事致和談、其人々の幾度茂心得之趣爲申聞、入魂に可仕儀に被思召候。

附り、組之輩に内外異見之品、其心得肝要之事。内外異見と被思召候は、惣而當御家中作法、江戸表風俗と違惡敷被思召候は、第一外をかざり申所惡敷儀に候。或者外躰者實めいに見え、作法躰ひたちも入不申様に見せ、退いて人々脇に而は、或は若輩成儀共、或は不作法不行儀等仕所有之候。馬廻之内より小將えり出し申儀も、使者等に遣申者書出申にも、何茂見なりの宜者をのみえり出候。折々御番所に而御覽被遊候而茂、見なりの能ものを

ば定て小將に可書出と被思召候處、必其面々何茂心付之

躰に候。尤小將など、或使等に遣候もの儀、いかにも

心底宜候而も、又外邊之不調法成ものは不成儀に候へ共、

大形外へんをのみと存候得ば、心底直りがたく候。左様

之所心付べきため、内外異見之品と御書被遊候。惣じて

かざりの儀は、不依何不可然儀に被思召候。此品之儀は

多事被思召候。せがれの時分より被召仕、心底宜躰之者

などの内に茂、次第に外へん計を調、内に而は不作法之

者共有之様に被思召候條、左様の所心得肝要に被思召

候。惣而異見之品其心得可有之様被思召候。或老若に寄

其異見之品替可申儀に被思召候。若き者其外をば實めい

に作り候而茂、心底と違申事に候へ者無詮事、却而心得

惡敷可罷成候。惣別異見之儀は、一類中とても、輕少之

事にも何廉度々異見仕候得者、後には年寄或異見仕もの

をうとみ、出合不申様に成候得ば、かんじんの異見之刻不改儀可有之に付、異見之品其心得可爲肝要と御書被遊候。

一、第四ヶ條、組中に對し聊無禮之仕形有之間敷候。此段

は紙面之通被思召候。

附り、萬事侍の筋目を不失、嚴重に可致支配事。侍之筋

目と申儀は、各心得之前に被思召候。組中此方に不筋目

成儀を疑候得ば、必惡敷風俗に可成事に候條、其段も嚴

重に可致支配儀被思召候。其品々仰ほどかれがたき所に

被思召候。縦ば近年病氣に而、或湯治或上京仕もの共、

組頭方より添書に、醫者指圖之書付を添差上候儀抔、か

様之所侍之筋目に不被思召候。其病躰組頭見届承届、或

上京・湯治之儀可然と致了簡候は、醫者添書に及間敷

處、其者之病氣躰醫者差圖にあふせ、組頭不念なき所之

爲に仕處、筋目たがひ候儀に候。醫者之書付は證據と存

所如何敷候。其上病氣は、知音之醫者願之指圖頼候は、

いかでか書付出間敷候哉。左候得ば、不届者に而茂吟味

不立處に被思召候。此段はたとへに被仰聞候。明日より

醫者之添書無用に仕候へとの儀に而は無之被思召候。先其段は前々えごとくに致し置可申候。いか様此段は追而可被仰渡事。

一、第五ヶ條、組之輩連々勝手不如意、此内無用之器物好